

上下水道施設の復旧に関する協定を締結しました ～水道施設の迅速な復旧により、安心・安全を確保～

平成 23 年 (2011 年) 4 月 28 日 (木)

4 月 28 日 (木)、箕面市は、箕面市管工事業協同組合との間で、「災害時における上下水道施設等の応急復旧作業に関する協定」を締結しました。

協定締結により、今後、地震や風水害等の災害が原因で、上下水道施設等が被災した場合、迅速に復旧することができます。

ライフラインの一つである水道施設の機能を迅速に復旧させることで、市民の安心・安全を確保します。

1 協定締結とその効果

4 月 28 日 (木)、箕面市は、箕面市管工事業協同組合との間で、「災害時における上下水道施設等の応急復旧作業に関する協定」を締結しました。



今までは、水道施設の復旧作業にあたっては、市から個別に業者へ対応を依頼しており、復旧作業に時間を要していました。

今回の締結により、復旧作業を依頼する窓口を一本化できるとともに、復旧のノウハウを有する箕面市管工事業協同組合から迅速に支援を得ることができます。

2 締結内容

水道は、電気・ガスとともに市民生活に必要なライフラインの一つです。災害発生に伴う断水は、市民生活に大きな支障を及ぼしますので、迅速な対応が求められます。

今回締結した協定により、今後、地震や風水害等の災害が原因で、上下水道施設等が被災した場合、迅速に復旧することができます。

具体的には、

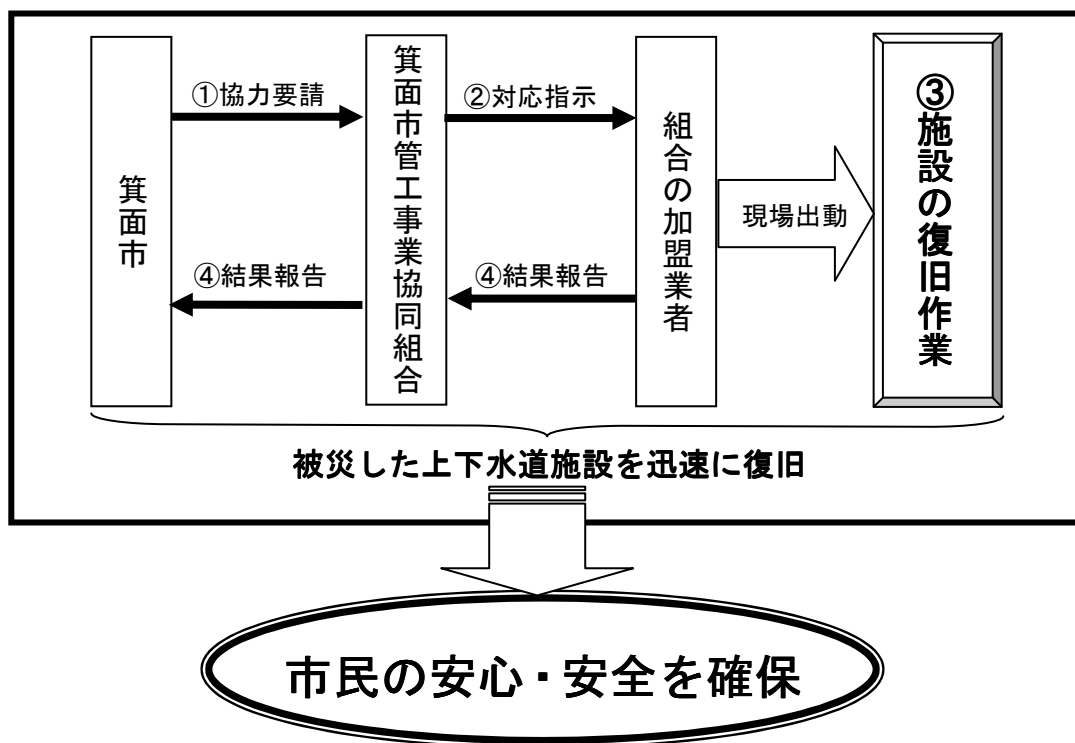
- 地震による水道管の断裂、損傷
- 集中豪雨や洪水による局地的な水道管の損傷
- 寒波による水道管の凍結や破裂

などが発生した場合、市からの協力要請のもと、箕面市管工事業協同組合に加盟している復旧のノウハウを有した事業者が、市とともに迅速に復旧作業を行います。

このように、ライフラインの一つである水道施設の機能を迅速に復旧させることで、市民の安心・安全を確保します。

※復旧作業とは、断裂した水道管をつないだり、破裂した水道管の穴を塞いだりする作業をいいます。

3 被災時の対応フロー



【対応概要】

①協力要請（市から組合）

市から組合に対し、上下水道施設の被災状況の確認（被災場所、規模等）、施設の復旧作業を要請します。

②対応指示（組合から加盟業者）

市からの要請を受けて、箕面市管工事業協同組合が、復旧作業を行う業者を決定し、被災現場に必要な人員、機械等を直ちに出動させます。

③施設の復旧作業（加盟業者）

市職員の指示に従い、復旧作業を行います。また、二次災害を発見した場合やその他の被災状況を市に報告してもらいます。

④結果報告（加盟業者から組合、組合から市）

現場写真を添えて、復旧作業の実施内容の結果報告を受けます。

問い合わせ先

総務部 市民安全政策課

TEL 072-724-6750（直通）